

XIX. 官廳使用現業員共済組合

本科ニハ勅令ニ依リ設ケラレタル内國官廳使用現業員共済組合ヲ收ム其ノ組合ノ名稱次ノ如シ
其ノ一 印刷局現業員共済組合 其ノ二 鐵道院現業員共済組合 其ノ三 專賣局現業員共済組合 其ノ四 海軍造船所

323. 組合數、組合人員及收入金 支出金並救済金給與人員總覽

本表支出金及救済金給與人員各欄ノ内容ハ其ノ名稱相同シカラサルモ其ノ性質相同シキモノアリ、其ノ名稱性質共ニ相異ルモ其ノ性質相近キモノアリ又甲ノ組合ニ存シテ乙ノ組合ニ存セサルモノアリ即チ下ニ列記スル所ノ如シ
支出金及救済金給與人員中
〔傷病給與金〕ハ印刷局、專賣局、爲替貯金局及通信官署ノ傷病給與金、海軍造船所兵事業ノ傷病救済金、鐵道院公傷救済金

Table with columns: 年次, 組合數, 組合人員, 收入金 (一年間) (円), 合計. Rows include years from 明治四十年 to 大正七年.

Table with columns: 年次, 傷病給與金, 疾病救済金, 特症療養金, 産婦死亡, 祭祀料, 罹災, 脱退, 勤績, 老衰, 醫療所治療費, 其他, 合計. Rows include years from 明治四十年 to 大正七年.

Table with columns: 年次, 救済金給與人員, 合計. Rows include years from 明治四十年 to 大正七年.

大正三年度ニ於ケル〔療養金〕、〔治療所治療費〕及〔其他〕ノ欄ニ於テ前年ニ比シテ激減セシハ鐵道院ニ係ルモノ大正三年五月三十一日迄ノ事實ナルニ據ル〇〔醫療金〕ハ大正五年ヨリ鐵道院組合ニ新設セラレタルモノ〔治療所治療費〕ハ同組合治療所ニ於ケル治療費ナリ

其ノ一 印刷局現業員共済組合

324. 職名別男女組合員數

本組合ハ明治四十二年四月一日ノ創立ナリ

Table with columns: 年次, 技術員 (男, 女, 計), 守警及別一定マタル雇員 (男, 女, 計), 職工 (男, 女, 計), 合計 (男, 女, 計). Rows include years from 明治四十二年 to 大正七年.

325. 收入金、支出金及救済金給與人員

Table with columns: 年次, 收入金 (円) (組合員掛金, 政府補助金, 債券償還金, 債券増金, 債券及預金利息, 雜入, 合計), 支出金 (円) (傷病給與金, 傷病療養金, 疾病療養金, 罹災給與金, 死亡給與金, 祭祀料, 疾病退職給與金, 勤績給與金, 合計). Rows include years from 明治四十二年 to 大正七年.

Table with columns: 年次, 支出金 (円) (勤績給與金, 有價證券買入金, 有價證券保管料, 合計), 救済金給與人員 (傷病給與金, 傷病療養金, 疾病療養金, 罹災給與金, 死亡給與金, 祭祀料, 疾病退職給與金, 勤績給與金, 合計). Rows include years from 明治四十二年 to 大正七年.

本表支出金及救済金給與人員中ノ療養費及疾病給與金ハ大正六年度ヨリ傷病療養金及疾病退職給與金ト改ム

其ノ二 鐵道院現業員共済組合

326. 種類別組合員數

本組合ハ明治四十年五月一日ヨリ實施セラレタルモノナルカ故ニ明治四十年度ハ同月以降ノ事實ナリ次表モ亦同シ
表中甲種組合員トハ鐵道院ニ就職シテ六ヶ月ヲ經過シテ年齢十五歳以上五十歳ノ雇員以下ノ現業員ニシテ當然組合ニ加入スベキモノヲ謂フ〇乙種組合員トハ現業ニアラサル者及判任官以上ノ現業員ニシテ自ら進テ組合ニ加入スルモノヲ謂フ〇丙種組合員トハ雇員以下ノ現業員ニシテ鐵道院ニ在職六ヶ月ヲ經過セサル者年齢十五歳未満ノ者又ハ五十歳以上ノ者ヲ謂ヒ組合ニハ當然加入スト雖掛金ノ支拂ヲ要セサルモノナリ

Table with columns: 年次, 甲種, 乙種, 丙種, 合計. Rows include years from 明治四十年 to 大正七年.

大正七年度ニ於ケル丙種組合員ノ激減セルハ組合規則ノ改正ニ依リ丙種組合員ノ廢セラレシ爲ナリ但シ從來丙種組合中ニ計上セシ掛金完了人員ハ便宜之ヲ丙種ノ欄ニ掲載セリ